

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第11号

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する規則（令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一
部を次のように改正する。

第13条第1項第14号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。